

建設工事に係る低入札価格調査要領

1 調査資料の提出

低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者のうち最低の価格をもって申込みをした者は、柏市水道部が指定する期日（その都度告知しますが、原則として開札日から3日後）までに次に掲げる調査資料を提出することが必要となります。

- (1) 低入札価格調査に係る資料の提出について
- (2) 低入札理由書
- (3) 低入札価格事前調査表（その1～その3）
- (4) 本工事内訳書（数量・金額を記載したもの。）
- (5) 財務諸表（直近3ヵ年の建設業法施行規則に規程する各様式）
 - ア 貸借対照表 様式第15号
 - イ 損益計算書 様式第16号
 - ウ 株主資本等変動計算書 様式第17号
 - エ 注記表 様式第17号の2
 - オ 付属明細表 様式第17号の3

2 調査資料の記載（作成）要領

- (1) 低入札理由書
採算性、特殊事情（契約の履行に有利な条件）等を記載してください。
- (2) 本工事内訳書
入札時の内訳書と齟齬がないように注意してください。
- (3) 低入札価格事前調査表
漏れのないようすべて記載してください。

3 低入札価格調査会

原則として開札日から7日後に低入札価格調査会を開催しますので、調査の対象となる入札者の方は出席をお願いします。

なお、出席者は工事積算等及び経営状況について説明出来る方とします。

低入札価格調査会においては、主に提出された調査資料に基づき調査及び意見の聴取を行います。

その際に、当該価格により入札したことについて、合理的な説明がない場合や契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる場合には、その者の入札は無効となる場合があります。

4 低入札価格調査制度のフロー

